

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書（兼契約書別紙）

あなた（利用者）に対する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 ユーアイ村
主たる事務所の所在地	水戸市吉沼町1839-1
代表者（職名・氏名）	理事長 藤澤利枝
電話番号	029-222-1822

2. 事業所の概要

名称	水戸市東部地域包括支援センター	
サービスの種類【対象者】	介護予防支援【介護予防サービスを利用する要支援者】 介護予防ケアマネジメント【介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する方】	
所在地	水戸市吉沼町1429-12まるごとカフェ内	
電話番号	029-246-6216	
夜間・休日等の緊急連絡先	029-246-6216	
指定年月日・事業所番号	令和8年 4月 1日	0800100034
管理者の氏名	土屋 勝	
通常の事業の実施地域	東部圏域（第三中学校区、千波中学校区）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は要支援状態になる恐れのある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 介護予防支援等のサービス提供方法と内容

(1) 重要事項説明書及び契約書の説明

介護予防支援等に係る重要事項、契約内容及び個人情報に関する同意内容の説明を行い、利用者及びその家族の同意のもとに契約を締結します。

(2) 初回アセスメント

利用者の居宅を訪問し、利用者及びご家族に面接のうえ、適切な方法により、次に掲げる領域ごとに利用者日常生活の状況を把握し、利用者及びその家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握（以下「アセスメント」といいます。）を行います。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

(3) 情報提供

利用者の選択に資するよう、利用者が居住する地域における指定介護予防サービス（介護予防・日常生活支援総合事業に係るサービスを含みます。）及び住民による自発的な活動によるサービス（以下「介護予防サービス」と総称します。）の内容、利用料等の情報を中立・公正に利用者又はその家族に対して提供します。

(4) ケアプラン原案作成等

利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、当該利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人及び介護予防サービスを提供する者（以下「担当者」といいます。）が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」といいます。）の原案を作成します。

(5) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、ケアプランの原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることがあります。

(6) ケアプランの交付

ケアプランの原案に位置付けた介護予防サービスについて、給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、当該ケアプランの原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。なお、ケアプランを決定した際には、当該ケアプランを利用者及び担当者に交付します。

(7) 利用状況確認

指定介護予防サービス事業者に対して、当該サービスの実施に係る計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の健康状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取します。

(8) モニタリング

ケアプランの作成後、ケアプランの実施状況の把握（継続的なアセスメントを含みます。以下「モニタリング」といいます。）を行い、必要に応じて介護予防ケアプランの変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、モニタリングは、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月又は利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し

てモニタリングを実施します。また、少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。

ただし、次の要件を満たした場合には、利用者の居宅の訪問によるモニタリングとテレビ電話装置等を活用したモニタリングとを3月ごとに交互に行うものとします。

ア 利用者から同意を得ていること。

イ 次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- ・ 利用者の心身の状況が安定していること。
- ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。
- ・ 介護予防支援等の担当職員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から情報提供を受けていること。

(9) 評価

ケアプランに位置付けた期間の終了するとき、目標の達成状況について評価します。

(10) 介護予防サービス計画の変更

利用者が、事業対象者から要支援者になった場合、要支援者から事業対象者になった場合、要支援認定を更新した場合又は要支援区分を変更した場合には、サービス担当者会議を開催し、ケアプランの変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることがあります。なお、ケアプランを変更する場合は、(2)から(6)までの規定を準用します。

(11) 入院・入所等に係る支援

利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(12) 医療サービスの提供に係る支援

介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスは、主治医等の指示がある場合にケアプランに位置付けます。また、この場合にケアプラン（介護予防支援の対象者に限る。）を主治医等に提供します。

(13) 主治医等への情報提供に係る支援

介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスは、主治医等の指示がある場合にケアプランに位置付けます。また、この場合にケアプラン（介護予防支援の対象者に限ります。）を主治医等に提供します。

(14) 主治医等への助言提供依頼に係る支援

主治医等の助言が必要であると判断した場合には、利用者の同意を得たうえで、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報を主治医等に提供します。

(15) 利用者が要介護者になった際の支援

利用者が要介護者になった場合は、指定居宅介護支援事業者に必要な情報を提供するなど、必要な連携を図ります。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
所長（兼務あり）	1		1
保健師等（兼務あり）	2		2
社会福祉士（兼務あり）	1		1
主任介護支援専門員（兼務あり）	2		2
介護支援専門員	1		1
事務職員			

7. 事故発生時の対応

介護予防支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び保険者へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. プライバシーの保護

サービスを提供するうえで知りえた情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

ただし、サービスの利用調整に必要な情報は、担当者に提供することになりますので、「個人情報に関する同意書」に記名してください。

9. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した介護予防支援等に関する苦情だけでなく、当事業所が作成したケアプランに位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

苦情相談窓口	電話番号 029-246-6216 面接場所 当事業所の相談室
--------	------------------------------------

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	水戸市介護保険課	電話番号 029-232-9177
	茨城県国民健康保険団体連合会	電話番号 029-301-1565